



平成30年3月1日

各位

会社名 株式会社東栄リーフライン
代表者名 代表取締役社長 河合 弘文
(コード番号: 9133 JASDAQ)
問い合わせ先 総務部部长 芝田 圭司
(TEL. 03-5476-2085)

**株主による臨時株主総会の招集請求
及び当該請求に対する当社対応に関するお知らせ**

当社は、当社株主であるジェットエイト株式会社、西まりやん氏及び西将弘氏（以下「本株主」と総称します。）より、臨時株主総会の招集請求及び臨時株主総会における審議議案の追加請求書（以下「本請求」といいます。）に関する書面を平成30年2月26日に受領し、これを受けて、本日開催の取締役会において、本請求に対する当社方針を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本請求をした者

- (1) ジェットエイト株式会社
(東京都文京区本駒込五丁目28番7号 代表取締役 西将弘)
- (2) 西まりやん氏
- (3) 西将弘氏

本株主は、総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6ヶ月前から引き続き有する株主であります。

2. 本請求の内容（要旨）

(1) 株主総会の目的たる事項

① 剰余金の配当（現物配当）の件

配当財産：当社子会社6社（株式会社豊栄海商、PANAMA TRL S.A.、TRS PANAMA S.A.、東栄海洋企業有限公司、EASTERN BLOSSOM ENTERPRISE LTD. 及び EAST POWERSHIP S.A.）の全株式

基準日：MBO応募募集期間最終日

金銭分配請求権：付与しない

② 取締役に対する報酬等の額決定の件

事業年度ごとに会社が支給する取締役報酬の年額上限の総額を以下の算式により算定する。

算式：（直近に終了した事業年度末の期末配当総額）＋（在任取締役人数×1,000万円）

③ 剰余金の配当（金銭配当）の件

配当財産：金銭

株主に対する配当財産の割当に関する事項：普通株式1株につき金380円

基準日：平成30年2月26日

条件：当社株主総会において定款第44条の変更議案が承認可決されること

(2) 招集の理由

① 剰余金の配当（現物配当）の件

当社の近い将来の事業利益の大きな源泉であり、かつ、資産の重要なポーションを占める会社の株式を当社株主に分配するため。

② 取締役に対する報酬等の額決定の件

取締役報酬の一部について株主への配当金分配と連動したシステムを導入することにより、取締役報酬金額と株主への利益配分の不公平性を是正するため。

③ 剰余金の配当（金銭配当）の件

次に開催される臨時株主総会、定時株主総会の如何を問わず、また、その主催・招集者のいずれを問わず、直近に開かれる株主総会において、本書類の受領日を配当受領権利基準日として金 380 円の臨時特別配当を実施するため。

3. 本請求への対応方針

本請求について、本日開催の取締役会において慎重に検討した結果、以下のとおり全ての議題について臨時株主総会の招集手続をとることの決議は否決されました。

① 剰余金の配当（現物配当）の件について

当社子会社 6 社は、当社に対する傭船及び船員提供機能や当社の海外代理店機能を有する重要な子会社であり、当社の傘下で当社子会社 6 社は一体となって事業運営を行っております。本議題の現物配当が実施された場合、当社子会社は当社の傘下を外れることになり、当社は、事業継続に不可欠な傭船及び船員を調達できず、輸入販売代理店機能を失う可能性があります。このように、本議題は、実質的には当社事業の部分的な解体を求めるものであって、当社の事業継続に疑義を生じさせることとなります。当社としては、このような当社の事業継続を事実上否定する非現実的な本議題は不適切であると判断しております。

なお、当社は、業績に連動した利益配当を実施することを基本方針としておりますが、財務基盤の強化及び今後の事業展開に備えた内部留保を行うと共に、安定した利益配当を行うこととしております。かかる基本方針からしても、当社の昨今の業績に連動しておらず、かつ今後の当社の事業展開を否定する現物配当に係る本議題は不適切であると判断しております。

② 取締役に対する報酬等の額決定の件について

当社取締役の報酬額は、原則として、役員基本報酬は役職により定額とし、役員賞与は業績連動を基本としており、昨今の事業環境等を踏まえても、当該基本方針を変更する必要はないと判断しております。また、直近の報酬額も、直近数年間における業績の実績を踏まえて決定しており、上記基本方針に沿った妥当な金額であると考えております。

なお、本議題は、取締役の報酬を株主への配当額に連動させるものとなっておりますが、申し上げるまでもなく、取締役の責務は当社の企業価値・株主価値を向上させることであって、配当を増額させることに尽きるものではありません。この点のみをもってしても、報酬を配当額にのみ連動させる本議題が適当でないことは明らかであると考えております。

③ 剰余金の配当（金銭配当）の件について

本議題は、定款第 44 条が削除されることを条件とするものです。この点当社は、そもそも、機動的な配当政策及び資本政策を可能とするべく、当社定款第 44 条は削除しないことが望ましいと考えております。当社が平成 30 年 1 月 9 日に公表した「株主による臨時株主総会の招集請求及び当該請求に対する当社対応に関するお知らせ」もご参照下さい。

また、平成 29 年 12 月 31 日時点における当社の現預金額（連結ベース）は約 9 億 5,500 万円程度ですが、本議題が可決された場合の配当総額は約 21 億円であるため、当社グループの保有現預金をはるかに超える金額を一括して支払わなければなりません。本議題の現金配当が実施された場合、当社は資金繰りに窮することとなり、当社の事業継続に疑義を生じさせることとなります。当社としては、このような当社の事業継続を事実上否定する非現実的な本議題は不適切であると判断しております。

なお、上記のとおり、当社は、業績に連動した利益配当を実施することを基本方針としております

が、財務基盤の強化及び今後の事業展開に備えた内部留保を行うと共に、安定した利益配当を行うこととしています。かかる基本方針からしても、当社の昨今の業績に連動しておらず、かつ今後の当社の事業展開を否定する本議題は不適切であると判断しております。

以上のおりですので、本請求に基づく臨時株主総会の招集手続をとることの決議は否決されたので、当社は、臨時株主総会の招集をいたしません。

なお、会社法 297 条 4 項において、本規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合、又は本規定による請求があった日から 8 週間以内の日を株主総会の開催日とする株主総会の招集の通知が発せられない場合、本規定による請求を行った株主は、裁判所の許可を得て、株主総会を招集できる旨が定められております。

以上